

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成25年6月5日

時 間：午前10時00分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時00分

### 出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	遠藤勝也君
副町長	田中司郎君
教育長	庄野富士男君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
参事生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事都市整備課長	高野善男君
参事生活支援課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君

総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行君
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道君
都市整備課長 補佐	竹原信也君
生活支援課主幹 兼課長補佐	斎藤真一君
大玉村出張所長	松本哲朗君
生活支援課長 補佐兼 住宅支援係長	三瓶雅弘君

#### 職務のための出席者

事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	原田徳仁

#### 付議事件

1. 平成25年6月定例会に提出予定の議案の説明について
  - (1) 富岡町課設置条例（案）について〔総務課〕
  - (2) 富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について〔総務課〕
  - (3) 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について〔税務課〕
  - (4) その他
2. その他
  - (1) 町執行部からの報告等について
    - ア. 応急仮設住宅及び民間借上げ住宅の住み替えについて〔生活支援課〕
    - イ. 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について〔生活支援課〕
    - ウ. その他
  - (2) 議会事務局からの報告等について
    - ア. 平成25年度行政視察（案）について
    - イ. その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

公開にすることに決します。

暫時休憩をいたします。

休 議 (午前10時11分)

---

再 開 (午前10時11分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

ここで町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の議員協議会の案件は、6月定例会の提案に先立ち、条例の全部改正案件1件、一部改正案件2件の計3件についてご説明申し上げます。

初めに、条例の全部改正案件についてであります。富岡町課設置条例につきましては、健康福祉課を住民課と健康福祉課とし、都市整備課を復旧課と復興推進課とすることで、課を2つ分やす改正案であり、条例全体にわたることから、全部改正を行うものであります。

続きまして、条例の一部改正案件についてであります。

まず、富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。いわき出張所の格付を支所に変更するための一部改正案件でございます。

次に、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行等、平成25年度国民健康保険税の課税算定に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、平成25年6月定例議会提出議案の説明についての件を議題といたします。

まず初めに、(1)及び(2)は関連がありますので、あわせて説明していただきます。

(1)、富岡町課設置条例(案)について及び(2)、富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)についての件の説明を求めます。

総務課長。

○参考兼総務課長(滝沢一美君) 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうより(1)、富岡町課設置条例(案)について、それから(2)の富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきたいと思います。

まず、富岡町課設置条例でございますが、皆様、別紙資料のA3の縦長の資料をごらんいただきたいと思います。先ほど町長のほうからありましたが、今回2課1係を追加させていただきまして、改正するものでございます。

まず、左側のほうにつきましては25年4月1日現在の機構のものでございます。その中で総務課にありますいわき出張所を、下の赤でなっていますが、改正案といたしましてはいわき支所にするものでございます。

それから、健康福祉課、現在戸籍係、福祉係、国保年金係、介護保険係、健康づくり係を、係になっていますが、これを健康福祉課と住民福祉課に2課にして、健康福祉課のほうには福祉係、介護保険係、健康づくり係、住民課のほうには住民係、国保年金係の2係をするものでございます。

それから、下のほうの都市整備課につきましては、現在建設管理係、復旧係、除染対策係の3係でございますが、それを復旧課と復興推進課に、2課にして、管理係、復旧係、復旧課につきましては2係、それから復興推進課につきましては除染対策係と区画整理係を配置、係を置くものでございます。

その下段のいわき支所につきましては、総務係と業務係を配置するものでございます。それに伴いまして、いわき支所も課長と同等ということでございまして、決裁権限なり人事権なりを付与するということで、今までの総務課の下にあり、決裁などを総務課のほうにて行っておりましたが、それが支所長の権限でできるということになったものでございます。

以上が今回課設置条例案につきましての機構の改革案でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。課設置条例(案)でございます。第1条につきましては、今までの課を2つふやすということで住民課と、それから復旧課、復興推進課をふやすものでございます。

課の分掌事務につきましては、(4)の住民課、それから3ページをごらんいただきたいと思いますが、(5)の健康福祉課に分けるということでございます。

それから、同じく3ページの(8)、復旧課の主な事務分掌、それから(9)の復興推進課の主な事務分掌ということになっております。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページにつきましては、富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する新旧対照表でございます。現在現行におきましては、富岡町役場事務所及び出張所の設置に関する条例ということで運用しておりますが、そこに支所並びに出張所という文言が入るものでございます。

それから、第3条ですが、出張所の位置につきましても支所が入るということでございます。

それから、第4条につきましても支所を加入いたしまして、富岡町いわき出張所を富岡町いわき支所にするものでございます。(1)と(2)の内容につきましては、以上のようになるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 課の事務分掌はこれで出るのですけれども、いわき支所は事務分掌という形ではないのかもしれませんのですけれども、いわき支所で総務係と業務係にかわったのですけれども、これはえの一部、えの一部というふうになっているのだと、今までのいわき支所でのやっていることが決裁権だけができたということで、業務係と総務係に分けたというだけなのでしょうか。新たにいわき支所ができるようになる住民サービスについて、もしいわき支所の事務分掌があるのであれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 新たにというものについては、ないものと思っております。現在の出張所でございますが、住民サービスにつきましては窓口業務等か、あとは健康福祉関係は福祉、それから介護の関係、あらゆる面で住民サービスに努めていると思っておりますので、今後どういうものが発生するか、そういうところありますけれども、今のところは業務的には現在と変わらないということでやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） そうしますと、一応書面というか、通常のこういう職務分掌の中でいわき支所の職務分掌という活字になっているものというのはあるのでしょうか。もしあれば、議会のときまでにちゃんと出してほしいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それは、規則に定めてございますので、なお後でご提出したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。

○3番（遠藤一善君） はい。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の関連なのですが、いわき支所を総務係と業務係に分けてきたということは、いわき支所が格上げになって、そこで決裁できるということなのですが、例えばどういうことが決裁できるのか、お教えください。ほとんど変わらないのかなと思うのですよね。よその課から、こっち側に何か持ってきたということではないものですから、それ1点お教えください。

あと、人数の配置、いわき出張所から支所に変わって、人数がふえたのかどうか。今回ふやした課については、みんな何人体制になったのか、お教えください。

あと、住民課なのですが、住民課に関しては住民係、国保年金係を住民課という課をつくって移行しただけなのかなと思うのですよね。

あと、黒字で後ろにありますが、情報統計とか総合窓口に関することとかは、本来あれば生活支援課に持ってくるとか、そういう動きがないと行政改革にはならないのかなと思うのですが、その辺の細かいところ、この部分をここに持つていって、こういうものを充実させるよという目玉があるのであればお聞かせ願いたい。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） まず、第1点目の権限でございますが、現在行っています課長と同じですので、課長決裁は全部そこでできるということでございます。今までですと、あくまでも出張所ということで総務課の私の決裁の中でやっておりましたが、これからですと、課長と同じですので、課長決裁のものについては全部そこで行えるということでございます。

それから、人員でございますが、現在いわき出張所11名の、それから臨時さん、きずななり含めて4名で、15名体制で行っていると思いますが、人員の配置につきましては、増につきましては現在こういう状況ですので考えてはおりません。

それから、係の何人張りつけるのだというようなことでございますが、現在係のそれらの調整につきましてもやっておりますが、なかなかこういう状況の中で人数的に少ない面もありますので、思うようには事はできないというようなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、例えば住民係に避難者名簿のこと、所在確認とか情報統計なり、消防交通のほうから生まれたのもあるのではないかというようなことですが、確かに事務がふえる部分につきましては、それなりの人員配置を考えていかなくてはならないと思っていますし、これらを当然今まで考えてもいなかつた事務量でございます。例えば避難者名簿とか所在確認、居所証明などというものにつきましては考えてはいない、災害によっての新たな事務の発生でございますので、その辺を今回ばらばらになっていたのを1カ所にまとめたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 理解はできます。

ただ、理解できますけれども、そうすると住民課だとすれば、今まで健康福祉課でその中の住民係とか国保年金係で係長がいて、2名体制とか3名体制でやっていたわけですよ。その体制が、人數的な体制が全然変わらないのであれば、何の意味もないのかなと。ただ、仕事量がふえるだけになってしまふのかなと思うのです。だから、そういう部分で、やっぱり町民に密着した課をつくるとすれば、それなりの人の配置が必要なのかなと思うのですよ。

それで、昨年10月につくった生活支援課、生活支援課が名前からいえば一番町民に密着して町民の生活を支援する課なのかなと思うのですが、いっぱいあると思うのです、この課で本来であれば持つべき仕事が。例えば仮設で年配者のところを回って歩いたり、いろんな支援していますよ。そういう部分がほとんど生活支援課に私は来るべきなのかなと思って考えていたのですが、これではほとんど変わらないと。いわき支所も確かに課長になりますので、課長ができる決裁は全てできますよといつても、具体的に、では目玉としてこれというは何もないわけですよね。今まで恐らくいわき支所から上がってきたものは、総務課長決裁であってもほとんどやっぱりそれは決裁はできていたのかなと思うのですが、自分独断で全てできるということではないものですから、町民に対しては何も私は変わっていないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 町民に対しては何も変わっていないということではございませんと思いますが、今回の目玉といいますか、それにつきましては都市整備課を復旧課、復興推進課にし、町としての復興に向けての取り組みを一段と加速したいというようなことから、今回それを分けたつもりでございます。

それから、この右側にあります機構改革による移行につきましても、確かに移動してある事務もございますので、その辺については当然事務量が、先ほど議員おっしゃるように事務も多くなってきてることもございまして、その辺については人員も多少の異動はあるかと思います。

それから、生活支援につきましては当然そういう意味からも今後の避難のことも考えてそれなりの確かにやりくりの中でやっていることですので、十分に満足できるかといえば、確かにそういう面ではないとは思いますが、それなりの人員配置をして対応を町民のためにやっているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） こういうもう町民が全部避難という大事態になっていますから、行政のほうでも人の足りないのは十分私も承知しているのです。

ただ、機構改革、大きな機構改革をやるということでしたので、私期待していたのは、町民に密着した部分に人員でも何でもまだ私はついてくるのかなと思ったのですよ。

この新しくした課とか係について、今までの人数より何名ふえたのだよとか、そういうものきちっ

と決まっていれば、お示しいただきたいと。何か今の話聞いていると、そういう人員配置とか、そういうのはまだ全然決まっていないような答弁ですので。住民課に住民係、国保年金係、そこに別なほうから持ってきて、この部分は大切だから2名増、今までの健康福祉課でこの部分に4名張りついていたけれども、2名持ってきて、6名体制で充実させるのだよとか、私はそういうのが実際の機構改革なのかなと思うのです。今回の事故に伴っての多分機構改革だと理解していますので。役場の中の機構改革だけで住民サービスをより追求できないのであれば意味ないのかなと理解しますので、その辺何名増員していますよ、こういうしますよという、具体的な考えがあれば、決まっていることがあれば教えてください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ここの係、この課については何名という確定をまだ今の段階で案で今回お示しする段階ですので、決まっているわけではございませんが、ただ先ほどお話しさせていただきましたが、事務的にふえる課、例えば住民係についてはこれだけの業務量がふえてくるわけですので、確かに2名前後の職員の増はあるものということで今現在調整を始めたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長、これについては町長も住民サービスを向上させるということでやっているのでしょうかから、一言お願いします。

町長。

○町長（遠藤勝也君） いろいろご指摘いただきましたが、基本的には今の被災住民に対する最大の対応、これは一番の目標であります。

あとは、除染とインフラ復旧に対する業務の強化、しかも前回の議会でもいろいろご指摘いただきましたが、いわゆる現地のハード面の対応については現地に近いところで拠点を設けると、そういう中での今回の復旧課、復興推進課が案としてお示しされております。

それから、住民サービスについては今後増減、この絶対数の中で分析しながら、7月1日付の職員の配置を確定していきます。職員全体の中の幹事会とか、いろいろ今まで本部会議以外にも詰めてきました。とにかく絶対数が決まっていますから、今のところ。その中でどういうロスのない、これから住民に対する生活支援課も含めて、これから機能が最大に発揮できるか、これから詰めていきます。それは、基本的な骨格についてはこういう考え方でいくということございますので、これはご理解いただきます。

さらに、絶対数そのものが当然不足しています。それについては、前にも答弁させていただいていますが、国や県や、あるいはほかの自治体の派遣、支援というものを今要請をしておりまして、今のところは彦根市から10月に技術者派遣されると。もう既に4月以降から2名から3名派遣増員になっています。これからもさらに要請をしていくと。そして大事な、極めて今不足している層についてはそこに重点的に増員しながら充実を図っていく。そういう中でのこれから全体的な支援体制、住民

に対するサービスの支援体制を全体にシステム化してリンクしていくと。だから、ロスのないように、最少人数の中で最大の効果を出す、こういうのが基本的でございますから、ひとつこれについては7月1日の異動に対する人事の配置、これにいてはひとつご検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町長の思いは、しっかりと受けとめさせていただきます。

ただ、これ議会に出て、我々議会で採決でこういうふうにするかしないか決まっていく問題ですから、中身が全然伴っていないのに、上げてこられてもいいか悪いかわからないのです。ただ分けだけだったら、課をふやすだけだから必要ないのです。だから、どこの課が少し手薄になるから、そこから2名持ってきますとか、それでこういう部分に、住民サービスの部分に手を入れますとか、いわき出張所をいわき支所にしますから、今度は課長が課長決裁でばしばし町民のためにやっていきますので、人をふやし、2人増員しますとかとならなかつたら、今までの動きと何にも変わらないと私は思いますので、町長がここまで言うのであれば、7月の大きな人事異動、期待していますので、ぜひお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 職員数のほかに、いわゆる人数というか、きずな関係のスタッフも極力これから確保しながら、それに対して補完していくと、この基本的な考え方には変わりありません。

それから、いわき支所、これについてもたびたび私はいわき支所に行って状況を確認して、いろいろ聞いております。1日大体30人平均の町民がお見えになっていると。そういう中で今の体制でどうなのかと。不足なのか、あるいは適切なのか、その辺についても自分自身で検証しております。そういう中で今のところは大丈夫だという話もありますが、ただ、そこでやはり支所長の権限の取り扱いは、これはもう当然であります。権限については、しっかりとほかの課長と同等の役割を果たしてもらおうと。今まででは総務課長が決裁ということでありましたが、課長決裁というものについては、これはご案内のとおり決まっておりますので、その範囲ではフルに機能してもらうと、そういうことでございます。

ただ、今後いわきについてはまだまだ不足してきたという状況の中では、やっぱり適宜増員を図って、充実を図っていく。また、中身もそういうシステムの中身の改正、見直しは当然あり得ると、そういうものを含めて。係長クラスもいろいろな権限もございます。これも十分に参考にしながら、今回この課の設置の機構改革しましたが、今後やってみて、これはどうあるべきかという一つの何かいろいろな面での見直しが必要な時点では、臨機応変に対応してもらいたいという職員の要望がございます。これについても柔軟に対応していくと。

とにかく今回は、区域見直しの中での除染、インフラ復旧、復興再生のためのスタートの年でありますから、ここを重点的に、それから生活再建とか生活支援体制の強化、これはもちろんそうです。

これも含めて、バランスのいい機構改革に、今回はとにかく試行的にやってみても、結果的によかったらそれでいいのですが、欠点とか、いろいろな反省材料があれば、適宜それは充実を図っていく、見直していく、そういう考え方でございます。ご理解いただきたいと思います。

○11番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 一つお聞きしたいのですが、この新しい課の中に復興推進課、内容的に見ると、ほとんど、富岡地区においての作業を行う課だと思うのですが、そうなってくると、基本的に大多数の課の職員が現地近くに、居住またはその他についてその業務を行うと思うのですが、そうなった場合の本所と連絡を密に行う、簡単に言うと連絡体制、それは何かというと、やっぱりこれからいろんな事業において一番中心になってくる課だと私は思っているのですが、それに対しての本所との連絡の状態ということと、あとここにつく職員の方たちの基本的な健康的な問題、これについての2点だけ教えていただきたい。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 現在考えておりますのは、復興推進課でなくて、復旧課が現地のほうに行って、先ほど町長のほうからありましたけれども、町の近くにおいての事務所で作業を今後本格的になるであろうというようなことから、現在復旧課については富岡の近くに、そこでもって業務をしていただくように今現在場所等も進めて整備をしているところでございます。

職員の健康状態につきましても十分注意しながら、当然郡山なりから通うというようなことにもなりかねないところもありますので、広野町に現在宿泊施設を完備するべく今広野町と調整中でございます。その近くにおいて今後とも。あとは、連絡につきましては課長、課長補佐が両方ともあっちに、現地といいますか、の体制ではなくて、どちらかがこっちのほうに残って、その辺の調整を図るということで現在内々には話しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

[何事か言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 健康面につきましても現在富岡町内に入る職員につきましても線量チェック、線量の管理をしてございますし、当然そこに行く職員、現場に行く職員についても徹底的な健康管理を行うことは当然でございますが、それといろんな機会を設けて、そういう健康の管理なり講座等に出してあげたいというようなことでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） これから始まる事ですので、実際的にはどういう形か、それは計画も定

まらない点も多々あると思いますし、先ほど私のほうでちょっと勘違いしました。復旧課が対応になるということなので、復興絡み、また関連する課も出てくるかと思いますし、人員も増員なさるかもと考えます。ですから、これからも十分、先ほどお話ししたことを実践していただいて、速やかに復興並びにインフラ、除染をするようにご指導お願いいたします。

終わります。

○議長（宮本皓一君）ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）今の議員のお話にも関係するのですけれども、職員の健康管理、ですからこれ具体的に線量管理と、それから内部被曝の問題とあると思うのですけれども、その辺の具体的な方法、何を考えているのかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君）総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）職員の健康管理につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、現在線量の管理、それから内部被曝管理についても行っておりますが、今後もなお、あとはどういう健康管理があるのだというようなことになると、私もちょっと今答弁することが持ち合わせておりませんので、その辺は後でよければ答えられる範囲で答えたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮本皓一君）12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）いや、7月から実施するわけですから、今持ち合わせていないではうまくないのですよね。まして健康管理ですから。そうした場合に線量、それから内部被曝、そのほかに長距離通勤とか、それから精神的なストレスの部分も、ほとんど町内でもないのかな、町内に行く人も相当数、さらにふえると思うのです。こうした場合に、例えば線量だったならば線量で出入りの線量管理等、それのほかに積算の線量管理、それは今町が配布したあの程度の精度の線量計ではなくて、もっとちゃんとしたもので管理する。それから、内部被曝に関してはホールボディカウンターも町で買うぐらいの、平田村、そこまで行つてはかるのでなくて、自分のところでそのくらい管理しないと、まして内部被曝は特に怖いですから、その辺まで考えないと、もう7月に移行するのに、6月ですから、もう少し具体的にお聞かせください。

○議長（宮本皓一君）総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）申しわけありませんでした。

当然通勤でも長距離になるわけですので、その辺の宿泊については、先ほどもお話しさせていただきましたが、現在広野町のほうに宿舎を用意すべく今広野町と調整中でございます。

それから、線量チェックにつきましては、先ほども積算線量とか内部線量チェックにつきましては確かにホールボディカウンターとかが必要かとは思いますが、その辺も含めまして、7月にはそういう

う体制ができるようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最終的なストレスチェックにつきましては、現在市内にあるあさかストレスケアセンターと契約していまして、職員全員についてそういう健康管理面について、相談しながらチェックしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 少しはわかったのですけれども、ですからもう時間的にもそんなにないのだし、それから線量管理、内部被曝管理云々となると、予算的にも大きなものを要すると思うので、もっと急いで具体化しないと、今後の長丁場になりますから、職員であっても同じ町民のあれですから、それを考えなくてはいけないので、もっと積極的に考えて進めてくださいというか、実行に移してください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） わかりました。十分にそのような体制なり、行っていくことしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） いわき支所の話出たので、それにちょっと関連して質問させてください。

現在のいわき支所は、合同庁舎の中にあるのだけれども、私も何回か利用させてもらったのですが駐車場がない。それとあと、階段上っていかなければならないから、だからどっちかといえば、駐車場スペースを広々ととれて、年寄りなんかも階段使わなくともいいような場所に、やはり5,700という人間がいて、郡山の倍くらいいるので、そういった別スペースをちょっと検討してもらいたいのです。

いろんな選挙なんかあるときに産業会館使っているのだけれども、あそこも年寄りが行ったり来たりするにはかなり不便なのです。そういうときにはいわき支所を利用できるような、ちょっと1階で全部用を足せるような、普通の人たちは。そういうたったスペースを検討してもらいたいのですが、総務課でそんな考えありますか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） そのことにつきましては、前も議員さんのほうからもありまして、市内で探したような経過もございます。

ただ、町民の皆様にはあそこの場所につきましては、確かに今議員おっしゃるように駐車場とか階段が段差があるということでお不便をおかけしている状態ではございますが、ある程度あそこに富岡町の出張所があるということは認知されているのかなということで、あの辺の周囲で物件を探したところ、JTのがあったのですが、あそこについてはもうJTが現在も使用しているということ

で、国のはうからも、復興庁のはうからも逆にお声がけをいただきましたのですが、あそこについてはもうだめだということに現在なっておりまして、それを郊外に、例えば好間の工業団地のほうにということになれば、町民の足とか、そういうことを考えるとどうなのかなということで現在いろんな方面、いろんな方法でもってその辺の面積がとれるようなところがないかということで今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今総務課長からいろいろ探しているということで、それは理解できました。

それで、これから全体的に郡山からいわき、県外からいわき、住民もいわきは減っていくことなく、ふえていくと思うのです。そういうことを考えれば、支所ではなくて、役場本体もいわきということも視野に入れて、空きビルとかではなくて、ぼんと建てるぐらいのことも視野に入れながら、これから早急にやってもらいたいと思います。これは、要望で結構です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今回の機構改革でいわき支所の件なのですが、ほとんど変わらないということでお話聞いたのですが、職員も不足しているということで、その辺のことは理解できるのですがそれがもしできないのであれば、例えば次に出てくるこういった借り上げ住宅の住みかえとか住宅の応急修理制度とか、こういう重要なものに関しては、もちろん町民全員には送るとは思うのですが、やはり高齢の方は隅々まで全部見られないですよね。こういうものを読むこと自体もできない方というのはたくさんいらっしゃるのです。ですから、こういうものは、例えば仮設住宅を回って、定期的にこういうものがあるので利用してくださいということを直接会って、説明すべきだと思うのですけれども、そういうことは今後やる予定はあるのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今議員がおっしゃられるようなことについては、その支所なり出張所で、あとは生活支援といいますか、その担当なりがそれぞれの持ち場において、こういうものについてはこうしたほうがいいとか、町民に仮設ならばポストインしていくとか、そういうことでの対応を各出張所なり課のほうでやっているのだということで私は認識しております。当然そういうものについては、お年寄りにはちょっと字が小さくて読めないとか、そういうこともありますので、それについても町民に寄り添ったような形での対応を今後もしていくべきだと思っていますので、その辺は十分に共通理解のもと、やっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 先日下高久の仮設住宅で我々議会と仮設の自治会の懇談会をやった中で、や

はり仮設に住んでいる方なんかは、役場の職員がいつ来るのか来るのか、いつも待っているということで、こういったこともわからないので、やっぱりその都度説明をしてもらわないと本当に困るということで、大変お怒りを受けてきました。我々ももちろん仮設も含めて、借り上げも含めて回っているつもりでありますけれども、やはり町としてそういうことをやっていかないと、どんどん、どんどん町民も本当に町に対する不信というのは広がっていくと思いますので、その辺ぜひ実行していただかないと困りますので、その辺本当に今後機構改革もそういうことも踏まえて考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） これは、確かに機構とか、そういうものにかかわってくることはなくて、確かに役場の顔が見えないとか、役場職員はいつ来るとか、そういうこともたまに聞かれますので、その辺各課と、それから各仮設にも支援員の方もいらっしゃいますので、この辺とよく協力しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 仮設も含めて、借り上げも自治会が立ち上がっていますので、借り上げ自治会の話を聞くと、要請があればいつも来るということはおっしゃっています。要請があればではなくて、こういったそういう何か変わったことがあれば、その都度やはり仮設、借り上げ含めた自治会には説明をいただきたいと、ぜひお願ひしたいと思いますので、要望します。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 要望でいいですか。

○2番（早川恒久君） はい。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 5番、11番、12番に関連するのだけれども、これ別に総務課長、答弁に回らなくてもいいです。対応できる担当課長でいいですから。

まず、復旧課、復興推進課ということなのですが、生活環境課長のほうで現地のほうでまるっきり関係ないのが、やる仕事があるのかないのか、今後富岡の現地に入って。あと産業振興課長も同じく。あと教育総務課長も同じく。

それで、これちょっとわからないのだけれども、富岡町内の事業再開に向けて、何社かの問い合わせ来ていると思うのだけれども、そういうところは日中、時間から時間まで現地で事業を再開できると思うのだけれども、町職員が現地の役場に入れないのでないと思う。役場、利用できるわけですから。その点考えているのかいないのか。

あと、電離法に基づいて放射線管理云々という質問もあったと思うのだけれども、これも働く労務者と、そうでない人の管理の仕方、違うと思う。働く人が一番つらい目に遭っているから、その人の

ほうに合わせて管理してもらえば一番いいのだけれども。あわせてちょっともう一回答弁してもらえるかな。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今生活環境課のほうで現地に入ってやるべきということで、今現在やっていることについてはパトロールということで消防団とか警備会社に委託をしていますが、生活環境課としても週に1回から2回職員が一緒に入って、そのパトロールやトイレの状況とかごみ集積所の状況とか、そういうものをパトロールしながら、適宜それぞれ対応をしているというような状況でございます。

また、今後さらには仮置き場とか、そういうものが進んでいく中では、今集積してあるごみ集積所から仮置き場にそれを移送するというようなものも出てきますので、そういうふうな管理をどういうふうにするかとか、そういうものを含めながら、状況に応じて職員は現地に入っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） それから、2点目は、答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 産業振興課としまして現地に入る部分については、主に農道管理とか、いろんな管理については、今回の機構改革の中で復旧係のほうに一部事務を移すということで計上になっております。

あの事業再開につきましては、今の窓口としては産業振興課、あと除染絡みになりますので、その他のことでやっていますので、今現地に入るということについては毎回でなくて、月何回か程度ということで考えておりますので、現在その体制でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（林 志信君） 教育総務課といたしましては、現在第一小学校、第一中学校の除染作業を環境省のほうでやっておりますので、適宜現地に入りまして確認をしております。そのほかに体育協会とともに社会体育施設の確認、線量測定等を毎月行っております。今後になりますけれども、学校に置いてあります子供たちの私物等を持ち出す事業とかが今後出てくる予定でございます。それから、学びの森における図書館の図書の整理等も今後予定しておりますので、その辺についての対応をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 今現在の都市整備課としましては、今後除染の同意取得とかそういうものについての職員と同意取得の住民と一緒に現地に入って、そういうような対応が多々出

てくる作業がございます。その時期になって随時、復旧課ができた段階でその中に、同じ部屋に行って対応するというようなことができるかどうかということも考えながら進めていきます。

それと、役場についても使用できるのではないかということで、今現在町の職員、建設管理係のほうとか復旧係のほうで実際に現地に入って、休憩するために役場のほうに入って、そこで御飯を食べたりなんだりしているというような現状でございますので、今後そういうようなものについての拠点のほうの除染がまだ役場のほうも再度入るというような話も聞いておりますので、その辺の状況を踏まえながら対応していきたいと思っております。

あと、電離法に基づく健康管理ということでございますが、私のほうとしては作業員の方に入ってもらうために今講習会等を実施しながら進めてきているような状況でございます。当然うちのほうの職員についてもその電離則の教育については、徹底して講習等に今参加させているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 町長、今こうやって最低限度の現課長らの話聞いて、こういう話が役場の課長会とか機構改革の会議の中で出てきていましたか。出てきていたら、今少し、こう煮詰めた話で対応すれば、みんなこんな質問しないで、説明だけで大体納得できると思う。随分足りないところがあるから、課長会ばかりでなく、主幹とか補佐、そこら辺の話も実際どうなのだと。だから、放射線管理だって、現地で働いているいろんな同業者の管理を徹底して、職員にも同じことをやれば安心して富岡にも入っていられますし、仕事もできますから、その辺徹底したことで機構改革しっかりやったほうがよろしいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） いいアドバイスいただきまして、ありがとうございました。

ご指摘のようなことは議論等、それなりの検証はしていますが、もっと詰めた内容のそれなりの認識をさらに深めると。これについては、しっかりとこれから対応していきたいと思います。

○10番（高橋 実君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、（1）及び（2）の件は終了いたします。

次に、（3）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての件の説明を求めます。

税務課長。

○参事兼税務課長（阿久津守雄君） それでは、（3）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について内容等ご説明いたします。

本案は、平成25年度の国民健康保険税に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の課税のため所要の改正するものです。

議員の皆様、既にご承知のとおり東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示により、国民健康保険税については全額課税免除となっていますので、平成25年度の所要額の全額が交付金等で補填されることから、医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分、それぞれの所要額を賄えるように税率を調整したものです。税率算定方針としては、従来どおり4方式、所得割、資産割、均等割、平等割を用い、所得による軽減については7割、5割、2割軽減として、応能割、応益割の割合は50対50としております。

国保被保険者が前年に比べ若干減少しましたので、医療給付費分は対前年比で約3,400万円の減額となります。後期高齢者支援金では、前年比4,900万円の増加。介護納付金でも1,600万円の増額。総合計で3,070万円の増加となるものです。

増加の理由としては、過年度拠出金の精算による増加が挙げられます。医療一般の税率につきましては、概算1人当たり換算で6万7,500円、前年より700円の減額となります。1世帯当たりでは12万5,130円、対前年比1,270円の減額となるものです。後期高齢者支援金においては、概算1人当たり換算で2万6,050円、前年より1万120円の増額となります。1世帯当たりでは4万8,250円で、前年比で1万8,250円増額となるものです。介護納付金の税率につきましては、概算1人当たりの換算で2万7,010円、前年より8,030円の増額となります。1世帯当たりでは3万5,330円と、前年比で1万200円増額となるものです。総額では1人当たり12万600円、前年比で1万7,500円の増額、1世帯当たりで20万8,700円、前年比で2万7,600円の増額となるものです。税率につきましては、お手元の新旧対照表のとおりとなります。

資料5ページから6ページをお開きください。第5条の2において、下線部のところにもともと国民健康保険世帯でほかの世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して、国保の被保険者でなくなったため、1人だけが国保に残った世帯、特定世帯は平等割を2分の1にしておりましたが、この特定世帯を5年継続しても1人だけがいまだに国保に残っている場合、さらに3年間平等割額を4分の1減額して4分の3とする特定継続世帯を本年度から新たに加えられました。

10ページに移りまして、附則15条につきまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例については、上位法のみなし条文を整理するものです。

なお、施行期日については公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものとなります。

また、改正後の条例の規定は平成25年度以降の年度分国民健康保険税に適用するため規定するものです。

附則15条の施行の期日については、平成26年1月1日からの施行となります。

以上、説明終わります。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての件を終わります。

次に、その他ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 執行部よりありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、その他の件を終わります。

以上で付議事件1、平成25年6月定例会提出議案の説明についての件を終わります。

次に、付議事件2、その他の件を議題といたします。

まず初めに、（1）、町執行部からの報告等について、ア、応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の住みかえについての件を議題といたします。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の住みかえについてと、次のイ、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について含めて一度説明してから、質疑を受けたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（宮本皓一君） これですと、1番の応急仮設住宅、民間借り上げ住宅の住みかえについて、まずひとつそれを説明してください。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） それでは、応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の住みかえについてご説明いたします。

現在応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の住みかえは、就労、就学等の理由に限り一度は認められていますが、今後次の場合のみ住みかえが認められますということで、1、貸し主の都合による住みかえ、これは入居者に落ち度がなく、貸し主の都合によって退去しなければならない場合ということで下に例ありますが、例えば老朽化した建物を取り壊したり、家主がかわったりすることによって退去を求められた場合ということあります。

2番として、遠方から地元方面への住みかえということで、（1）、県外から県内へ戻る場合。（2）、就学、就労による現在の避難先から地元方面に戻る場合ということあります。

3、やむを得ないと判断された場合ということで、（1）、病気、けがの場合。このような場合は、2階以上に住んでいる避難者が疾病などにより階段の上りおりが不可能ですよといったような場合。あとは、精神疾患などの疑いで、医師から住みかえが必要ですよと言われたような場合。（2）、事件、自己の場合ということで、ストーカーなどに居住が判断され、危険が迫っている。あとは、隣人のトラブルによって暴力を受けたり、あるいはそういう疑いがあるというような場合については住みか

えが認められるということありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今の説明の中でちょっとお聞きしたいのですが、3番目のやむを得ない判断の中においての病気、これはあくまでも心身的に高齢者ですと、足腰が通っていなくても弱くなつて、実際に上がれないという場合が多いと思うのですが、ただ一応病気となると、1番は診断書とか証明書とか、そのものについて出さなければいけないのか。まして身体的に異常がない場合、ただ足腰がちょっと悪いという場合、証明書が出ない場合もあるかと思うのですが、そういう場合の判断はどうするのかということ。

あと、実際的に今2階にお住みになっている高齢者ということで書いてありますが、実際的に今住んでいる2階以外でも傾斜的な問題とか、1階にいてもそういうものについてもどういう範囲まで考慮するのか。できればその点、詳しくご説明いただいたほうが町民もわかりやすいのではないかと思うのですが、お願いします。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 問題になるのは、3番のやむを得ないと判断された場合ということで、ここにも書いてありますが、事情を説明する書類などを添付できる場合には問題ないのですが、それ以外のことについてはみんなおのれの条件というか、そういうものが異なってくると思います。

それで、私どものほうとしては、一応入居者に対して内容、事情をよく確認をした上で対応できるものは柔軟にしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） あともう一つ、こういうことはないかと思うのですが、仮設また借り上げ等で実際に住んでいらっしゃらない状況において、たまたまそことまた違うところを借りたいということになった場合、基本的にその確認というのがもちろん必要だと思うのですが、その担当はもちろん生活支援課でやると思うのですが、実際的にその判断が難しい状況においても、最終的にはもちろん生活支援課のほうで判断しづらい場合においてもいろんな状況があると思うのですが、それについて私たちが一番心配するのは、やっぱり住みかえはしたいという状態と、いわき等、もとの地域に戻りたいといった人もいると思うのですが、ただ今の説明では一応判断していくのですが、条件つけたものを、もう少し詳しいものを提示してもいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 今のご質問についても我々、避難者に対しては当然長期避難が予想されるので、そういう細かいところで対応していきたいということはありますが、何せ国とか

県からのこういう通達も来ております。ただ、そのとおり執行したのでは避難者が困るということで、ケース・バイ・ケースもありますので、それは十分に内容を聞きながら対応せざるを得ないというふうに判断しておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 一応そのように柔軟性を持ちながら、また厳肅にやっていきたいということでおわかりましたので、私としてはできるだけ町民に立った、また町民に向いたような形で変更できるようよろしくご指導お願いしたいと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 今の件に関することが一つなのですから、ここでやはり事情を証明する書類が必要ですということになってしまふと、診断書なんかとろうとした場合、それは結構な金額かかるのですよね。何か今5番議員とのやりとりの中では、柔軟に対応すると。それは、大いに結構なのですけれども。でもこの証明する書類は何なのかという答えがなかったので、ちょっと確認したいのが1点と。

それから、2番の（2）に関係するのですけれども、現在の避難先から地元方面に戻る場合ということなのですが、今までに具体的な例として聞いているのは、今度高校に電車通学するのだと。例えばいわき市ならいわき市でいいです。市内で。今まで小中というか、中学校だったから問題なかつたのだけれども、今度やっと駅の近くに見つかりそうなので、こちらに移りたいという場合に、これらの文書のとおり読むと、現在の避難地から、どこかほかから地元方面に戻るというふうに解釈するのか。例えばいわき市内でも今申し上げたように、駅から遠いところにいたのだけれども、今度そういう通学が出たので、駅の近くに移りたい場合はいいというのか、確認します。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） まず、1点目の必要書類はどういうものがあるかということですが、一番わかりやすいのは医者から出る診断書などとかが証明書としては出されるものが多いのかなと思われます。そのほかに、もしそういうものがあれば、それは添付していただければ、当然優先的に対応できるものであります。できないものについては検討させて、相談しながら対応していくといふには考えております。

あと、2番目の遠方から近くへということですが、これについては現在市内というか、市町村での移動は認めませんよということにはなっていますが、今言われたように就労とか就学の場合にそういうものを含めて話を聞きながら対応できるものは対応していきたいと。はっきりこうだという線引きはなかなか難しいですから、それは内容を確認しながら対応できるものは、先ほどから申し上げているようにしていきたいといふには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（塙野芳美君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 3番のやむを得ないと判断された事情というので（1）と（2）あるのだけれども、みんな好き好んで避難しているわけではないと思うのです。

それで、いわきなんかの場合に借り上げ住宅なんていうのはもう入りたくても入るところない。こそこたまたまあいているから入ったと。本当に気の毒のような状態で入っている人たちいっぱいいる。そういう中で移転したいと。別な場所に移りたいといっても（1）にも該当しない、（2）にも該当しない。富岡に住んでいたときにはせいせいと50坪、60坪の家に住んでいた人が6畳1間、2間ぐらいに。もうこれ以上認めませんと。私は、これ逆で、こういった場合は認めませんよと。これしかだめだよではなくて、こういう場合はだめだよと。そういうような縛りのほうがいいのかなと思うのです。

今の課長の説明だと、国がこう言っているからとかああ言っているからとか、私たちは国策でこういう思いさせられて、例えば福島に戻すのはいいけれども、よそに出ていくのはだめだとか、何でそこまで縛らなければならないのかなと思うのです。

それで、富岡の場合に5年間戻らない宣言しているのだから、あと4年弱は借り上げ住宅に入らないなければならないのだ。そういうときに6畳1間、2間にもうこういう条件に当てはまらなければ、よそに行ってはだめだと。こんなことで縛っていいのかどうか。ちょっと気合い入れて検討してください。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） まず、ここに掲げているのが可能な場合ということではなくて、できない場合を明記すべきではないかということありますが、とりあえずそのような考えもございますが、我々こういう内容についてはっきり線引きすることが非常に難しいということで、ここに掲げているのは一つの例として国、県から示されているものとほぼ同じ。ただ、若干手を加えていることはございますが、対応していきたいということでここには書かせておりますが、ですから状況に応じては話に乗りながら対応せざるを得ないというふうに考えております。

ただ、あとは今言われたように長期避難に伴って長いなければならないというような場合については、今国ほうでも復興住宅というようなものも進めております。当然そういうものとの整合性をとりながら、特にいわきなどは住宅事情が、非常に確保するに難しいというようなことでもありますので、その辺も含めて国、県に要望しながら対応していきたいというふうには思っておりますが、何せ非常にこの内容については判断するのにはっきり線引きできない、その中で対応するということなので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　国、県がと言うけれども、本当に町民のこと考えるのだったらば、この3番のやむを得ないと判断された事情の次に、括弧書きで証明する書類が必要ですと。これカットしてください。書類なんか出せない人いっぱいいるでしょう。かなりの人がうつになっている。もう悶々した状態で、散歩もできない、畠仕事もできない、汗かくこともできない。そういった中で缶詰状態、刑務所に入っているわけではないのだから。そういった中で生活しているのに、書類出せという、これは本当にお上のやること、そのものだよ、こういうやり方は。もしご理解くださいというのだったらば、このやむを得ないと判断、これの後ろの書類をここ削除してください。

○議長（宮本皓一君）　生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君）　先ほどから申していますように、この辺が非常に悩ましいものであって完全に、先ほども言いましたが、添付できるものについては何の支障もないのでしょうかできないもの、今言われたように非常に悩ましいというようなものについては、うちのほうで聞き取りしながら対応せざるを得ないというふうに考えております。

先ほども言いましたが、いろんな不都合なものについては、我々も県、国に言われたものをそのまま執行するということではなくて、改善も要望しております。

ただ、今入居の費用面については当然国、県のほうで対応しているというようなこともあります行政のほうとしてもある程度の指導に沿った形で、あとは町民に、避難者に対して何ができるかといいながら対応せざるを得ないと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　安藤議員のご指摘、ご理解はしております。ただ、これは国からおりてきたものですから、当然これについては我々が今後これについて修正してもらうように努力をします　10日の8時半に救助・救援室長の西川氏が来ますから、この災害救助法について、私どもに説明に。そのとき強く申し上げます。安藤議員が言ったとおりのことを指摘して、努力はします。これだけの答弁で、あとは結果は報告します。あと、もしそれが功を奏しないときは、またこれからの対策、対応は必要でしょう。全くそのとおりです。国策でこういうふうになったのだから。ご指摘のとおりです。努力だけさせてください。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　皆さんの議論いろいろ聞いていましたが、委員会で私この問題、質問させてもらったときに、はっきりと町民の側に沿って、できるだけ応援していきたいという答弁聞いていますが、それに間違いないですね。

あと、1点なのですが、原則、住みかえは2回まで認められていたのですよね。それはもうなしでこの住みかえ、これに乗つかっている状況に当たれば、多分いいということだと私は理解しているのですが、それでいいのですよね。

あと、一番今安藤議員も言ったように、事情を証明する書類が必要と、先ほど12番議員さんも言いましたが、これはある程度町でこの人は絶対住みかえすることによっていろんな部分で利益をこうむりますよと。身体障害とか精神障害とか仕事の作業効率とか、いろいろな面でこの人は住みかえしたほうがいいだろうと認められるときには、町で証明できるような手はないのですか。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） まず、1点目の委員会で柔軟な対応するという説明をしたということについて、そのとおりでございます。

あとは、2回という今質問でしたが、1回の住みかえは認めますよということにはなっておりまます。もう一回行っている方は当然こういうもの、ここにかかわっているもの以外はだめだということになっていくのですが、先ほどから出ているようにそれをやると、本当に避難者として困ってしまうということで、こういう事情を聞きながら対応して、それは2回でも認めたといふうに町は考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 答弁になつてないな。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 失礼しました。

あとは、町で何か証明できるものはあるのかということですが、今特段ぱつと思いつくものはございませんが、先ほどから言うように証明書をつけることが可能な場合は当然胸を張って申請させていただければできるということなのですが、それで何か、先ほどから言われているようにそういうものを出せない方、それをお々はどう救うかということを考えなければならないと。要は、前だと大きくくりで環境の改善という形で1回は認めていたという経緯はあるのですが、余りにも環境の改善という幅が広いということで、先ほどから言っているように国、県のほうからある程度の規制はしなければならないだろうというようなことからおりてきているのですが、その辺は町としては話を、内容を聞いて、対応できるものについては極力対応していきたいとは考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） どうぞ。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 町で証明できるものではだめなのかということ、大変失礼しました。当然そういうもの、証明できるものであれば可能かなと思いますが、ただ何が町で証明にするかというのは検討させてください。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。いろいろ方法はあると思いますので、介護士、こういうところに入っていたのでは、もう精神障害になってしまふよとか、あとは大玉の診療所で事情を説明して、そこで証明出すとか、いろんな方法あると思いますので、ぜひそういうことも検討していただきたいと。

先ほど安藤議員に町長答えていましたが、町の証明なんかも有効に使えるのであれば、それが一番いいと思いますので、その辺の要望もお願いしたいと思います。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今月の10日に西川救助・救援室長がお見えになります。その内容は、この間一緒に要望したでしょう、災害救助法の見直し。いわゆる居住制限区域も組み入れてくださいと。しましたね。それともう一つは、ことしの9月30日までの期限だったのを来年1年延ばしてくださいと。この2点についての協議に来ます。その方によく、この災害救助法の担当官でありますので、しっかりと皆さん方のご要望については強く要請してきますので、本会議でもし機会があれば報告させていただきます。

○11番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、資料1を終了いたします。

次に、資料2、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」についての件を議題といたします。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について、東日本大震災により半壊または大規模半壊の住宅の応急修理に要した費用について、町が直接業者に依頼し、一定の範囲で支払う制度であります。

1として、対象区域、避難指示解除準備区域。

2、対象者として、以下の要件を全て満たす者ということで、半壊または大規模半壊の被害を受けた場合、全壊の場合でも応急修理をすることで居住が可能な場合ということもあります。これについては、罹災証明が必要となります。

(2)、避難指示の解除後、速やかに修理した住宅に移り住むこと。

(3)、半壊の住宅については、22年度の世帯の収入が以下のいずれかに該当することということで、ア、500万円以下です。イ、500万円から700万円の世帯で、世帯主が45歳以上と要援護の世帯とウが700万円以上で800万円以下ということになりますが、これも年齢制限ありまして、60歳以上または要援護世帯ということになります。

住宅の応急修理の申請を提出する前に行った修理であっても、必要書類が整っておれば応急住宅修理制度の要件に適するもので、それは対象としていきたいということあります。

次に、3、応急修理の内容ですが、住宅の応急修理として居住、台所、トイレなどの日常生活に欠かすことのできないところの修理ということで、緊急度の優先順位としては次のページをごらんいた

だきたいと思いますが、（1）から（3）まで、屋根、柱とか、（4）の衛生設備までというような項目となっております。

次に、4、限度額、1世帯当たり52万円までで、同一世帯、1世帯に2以上の世帯が住居している場合、1戸の建物です。2世帯で入っている場合については、それは1戸の建物ということなので、上と同じ52万円ということになります。あとは、借家であっても所有者の同意を得て、応急修理をしたいということであれば、それも可能ですよということです。

5、申し込み受け付けについては、ここに明記しておきましたが、郡山事務所、あとは各出張所でも受け付けは可能ということで、期間については9月30日まで今この事業の実施ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、住宅の応急修理制度について、5月28日の産業厚生常任委員会の中で、この情報をインターネットに6月10日ごろ掲載したいという説明したところですが、その内部の調整がうまくいっていないくて、5月28日に載せてしまったということなので、この場をかりておわびを申し上げたいと思います。大変申しわけありませんでした。

以上で終わります。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 先ほどの件で出てきた町長の答弁がそれに該当するのだと思うのですけれども、これ解除準備区域だけでは非常に困りますよね。現実を見れば、居住制限区域までは当然該当させるべきなので、10日ですか、お会いになるのは。ぜひ何とかしてください。

それと、もう一点、具体的なこと聞きたいのは、限度額52万円、これ例えばとりあえず、その職人さんが見つからないから屋根だけ直して40万円かかったと。その後でその他の書いてある項目の中のをやると。要は分けてやるということも可能ですか。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 申請については、今1件で、最大52万円までということなので、分けて申請で、例えば40万円のを12万円ぐらいにしたいということの申請については、今把握していませんので、ちょっとあと調べらしてください。後日報告したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今塙野議員からのご質問で、先ほど安藤議員にも答弁しましたが、実はこの間議員の皆さんと私どもが要望活動しました。まさにこの件も入っています。災害救助法の見直し、ですからこの最後のページの25年9月30日では、もう間近です。これ1年延ばしてくれというのが一つ。それから、解除準備区域の対象区域を居住制限区域まで、これは対象区域を拡大してくださいと。この結果が出てこないものだから、先週の29日、直接私厚労省に電話しました。あの問題、西川室長です。この西川室長というのは救助・救援室のトップですから、この人が災害救助法の直接担当で責

任者なのです。国会答弁もこの人やっているのです。何回か今村病院で私のところに来たり、あるいは私が厚労省へ直接行ってかけ合ったりしているのですが、今回についてどうなっているのだと。根本復興大臣のほうにも要望書出したけれども、その結果について。しっかりとしたものは、検討まだ入っていないけれども、検討して10日に朝一番で来ますと。そういうことで私のほうから要請しました。10日にしっかりと、これは努力だけはさせてください。そういうことでこれからこの問題の見直しについては2点、これを結果出すように努力したいと思います。あと、これが思うようでなければ皆さんのはうからも後方支援していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 今の町長の話、あらかたわかったのですけれども、その52万円を複数回で使えるかどうか。現実問題として今檜葉あたりまでは割と、そもそも絶対数が足りないのですけれども、それから今度線量の問題で檜葉あたりまでは業者というか、職人さん入ってくれるのですけれども、なかなか富岡入ってくれないのでよね。そうしたときに、ではせめて屋根だけやってくれ、今回、何とかして。屋根だけ直すと。その他の該当する部分を、だからあと確保したい。でき次第やりたいという、そういう現実もあるので、ぜひそのことも可能なように持つていってほしいのですけれども

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 今のご質問は、当然今度10日の日、来たときに要望してみたいと思います。

ただ、今の制度の中では、私なら私が申請するということになると、1回だけということになりますので、それを今言われているのは、例えば屋根だけ52万円で直しても、ほかの部分が直せないんだろうというようなことに理解したのですが、それはあくまでも分割での申請というか、先ほど言ったように分割の申請、1件52万円を2回に分けてというものであれば、ちょっと検討というか、調べらしていただきますが、1件で52万円超えたものをもう一回別に52万円という形で2回申請するということは今の段階では無理ということでございます。

○議長（宮本皓一君） いや、それは質問と答弁がかみ合っていません。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） 大変失礼しました。

今例えば52万円を40万円と12万円に分けた場合というような理解でよろしいですか。だとすれば、この状況の中で52万円で物できるなんていうことはないかと思うのですが、現実に52万円を分けて作業しなければならないというようなものについては、今のところ申請は一本だということですが、まとめて、例えば後から、さっきも言いましたように40万円で1回申請してとか、12万円で申請ではなくて、それがすぐ見込まれるのであれば、期間内であれば、もう一本で申請されて、仕事が後からされても構わないのかなというふうには判断します。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 課長、答弁苦しいところあるのでしょうかけれども、私は逆にこれを逆手にとります。町が直接業者に依頼して一定の範囲内で行って支払うのでしょうか。では町で手配してくれますね、業者。現実は難しいのですけれども、町で手配して、なおかつそっちで払ってくれるのですねオーバーしたのを各個人が払えばいいのですね。そういうことでよろしいですね。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） この制度ですが、まず本来は自分で業者を見つけて、自分で仕事をしたものに対して、その見つけてきた業者に町が直接支払うというような制度でありますので、町は例えば富岡の業者とか、そういう修理業者わからないので、紹介してくれということであれば、うちのほうで確認している業者、数社ございます。それは、案内したいと思いますが、その中で直接今言われたようなことの対応はできかねるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） では、ここに書いてあるのはうそ書いているの。私わざとこれ読んだのです。町が直接業者に依頼して一定の範囲内で支払う。業者に依頼するのでしょうか、町が。今課長は、個人がその業者に依頼してと言ったけれども、町が依頼してです。違うのではないですか。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（郡山泰明君） ちょっと説明不足で大変申しわけございません。

まず、この業務は、先ほども言ったように個人が業者を見つけてきて、今度申請は個人がするという申し出というか、それは個人が申請するということになりますが、それ以降については業者と町がいろんな打ち合わせをしながら、支出まで業者とやらせていただくというような業務になっております。ですから、中間で、普通ですと、一般的に支援なんていうと、個人に直接代金払ったりということが出てくるのですが、それについては業者を個人で見つけたものについて、あとは町がその業者さんとの事務手続を進めさせてもらうということなので、ご理解いただきたいと思います。

○12番（塙野芳美君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 午前中に、このほかにもう一つありますから、簡潔にお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、この資料2について終了いたします。

次に、その他ありませんか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 1点、富岡町選挙管理委員会よりご報告させていただきます。

7月に予定されています参議院議員通常選挙においては、現在7月21日日曜日投票に向けて諸準備を進めておりますが、それと同時に町長選挙につきましても有権者の利便や投票率の向上を目指し、4日告示、7月21日投票にて行いたく、先月31日には立候補予定者の説明会を開催し、準備を進めておるところでございます。

また、今回より郡山市内での期日前投票所の場所について、これまで郡山市内の施設をお借りして行ってまいりましたが、事務所東側に土地をお借りすることができましたので、今後も投票所や会議室として使用したく、仮設会議室を建設しておりますので、そこで行いたいというふうに考えております。

当日投票所につきましても県北福島地区の利便性を図るべく、福島県の県文化センターの会議室をお借りすることができましたので、当日投票所1カ所ふやし、期日前投票についても郡山市内の仮設において数カ所増設しましたので、行うこととしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかに議員の皆さんからありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なれば、それではここで執行部の皆さんには退席をお願いしたいと思います。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 （午前11時37分）

---

再 開 （午前11時38分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

引き続き、付議事件2、その他、（2）の中でア、平成25年度行政視察（案）についての件を議題としたいと思います。

事務局より説明を求めます。

庶務係長。

○事務局庶務係長（原田徳仁君） それでは、議会事務局より平成25年度富岡町議会議員行政視察（案）について提示をさせていただきます。

先般全協で話がありました行政視察について、仮設焼却施設等を行政視察したいということが申し入れがありましたので、今般計画のほう、案を提示をさせていただきたいと思います。

1、目的でございます。こちらのほうに記載しているとおりでございますので、ご一読願いたいと思います。

2、派遣場所でございますが、今回計画案ということで2回実施したいなというふうに考えてございます。1つ目が福島県相馬市にあります災害廃棄物処理施設、それから②といたしまして、宮城県

の山元町と石巻市で実施をしたいというふうに考えております。下線を引いております女川町については、後ほど説明させていただきます。

3、期間でございます。1回目につきましては7月下旬、または8月上旬の1日間、日帰りで計画しております。2回目でございます。こちらは10月の上旬、1日から2日でただいま調整をしているところでございます。

4番目でございます。参加者でございますが、①、②とも議会議員、それから町執行部、町長及び所管課、それから議会事務局でございます。

5、行程でございますが、ただいま視察受け入れ自治体と調整をしているところでございます。

6、交通手段、①につきましては通過交通がただいま進んでおりますので、こちらのほうについては町バスで相馬市のほうに向かいたいと。②番につきましては、貸し切りバスで宮城県のほうに向かいたいというふうに考えてございます。

こちら、先ほど申し上げました下線部がついている部分でございますが、行政視察にかかる旅費及びバスの運行委託料につきましては約66万円の経費がかかります。こちらのほうを財源確保のため原発交付金、こちら50万円程度なのですが、充当させることも可能なのですけれども、ただしという条件つきでございまして、その原発を視察することが条件となっているということになっております。それで、女川というふうに書かせていただいておりますが、交付金、充当させなくてもいいのであれば、こちらのほうを削除していきたいなというふうに考えてございます。

説明、以上でございますので、ご協議していただきたい点が全部で3点ほどございます。

まず、1つ目が2回実施でよいかという点でございます。②番が女川原発、こちらを含めるかということになります。3つ目が日程でございます。この3点をご協議していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、ご意見を承ります。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 50万円欲しいがために女川に入るか入れないかが一番のネックなのかなと思いますので、これ女川入れないと、この50万円のお金捻出できないですか。今町で焼却施設を駅東側につくろうとして、かなりやっぱり重要な案件なのかなと私は考えます。当然重要な案件だから視察に行きたいということだと思いますが、そういうものに対して50万円町で捻出できないという考え方方が、上に上げてそういう話になったのか。また、事務局だけでまだ考えている話なのかお聞かせください。

あと1点は、こういう時期に原発視察しても何も出てこないのかなと思うのです。第一原発視察するというのなら話は別です。だから、その辺のお考え、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○事務局庶務係長（原田徳仁君） まず、1点目でございます。こちらは、町単費でも実施すること

は可能でございます。お金については、単費で実施することも可能です。ただ、財源確保ということであれば、国のほう、原発交付金なのですけれども、充当するということでそういう条件つきでございますが、該当させることも可能だということです。町単費でも大丈夫です。

それから、原発の視察につきましては先ほど申し上げましたとおり、交付金を充てるがための原発施設というふうに、条件をクリアするためということで組みましたので、現状で確認する、視察しなければいけないということは到底ございません。あくまでもお金優先的な考え方で私のほうは計画をさせていただきましたので、こちらのほうは特に深い意味というのはございませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。そういうことであれば、私は原発の女川は抜いて、ぜひ単費でお願いしたいと。単費が50万円、66万円かかるのですね、全部で。この中でできるだけ安く上げるのであれば、日帰りという考え方も一つの方法かなと思いますので、その辺を案として練っていただきたいなと思います。

○議長（宮本皓一君） 答弁いいですか。

○11番（渡辺三男君） いいです。

○議長（宮本皓一君） それでは、そのほかありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 焼却炉は、環境省が仮置き場とか、そういったものを担当しているので、環境省主催で、町でなくて、環境省が相馬とか、そういったところにこういう焼却炉があるよと、そういう説明を兼ねて、環境省に連れて行ってもらって私たちが見てくると。そういうふうな対応ができるかどうか、それをちょっと検討してください。

あと、日帰りだから、私もいわきから例えば郡山に来てとかとなれば、宮城県とか、そんなのではなくて、相馬で結構だと思います。

それとあと、日程は、だから2カ所ではなくて、1カ所で10月くらい1回、主催は環境省、こんなことでどうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○事務局庶務係長（原田徳仁君） 環境省関係のほうでございますが、県内、福島県相馬市においては環境省に声かけをし、水面下でございますが、環境省に話をし、環境省のもとでその災害廃棄物等の処理場を建てるという計画があるということですので、積極的に議員に説明をという機会を、話をさせていただいております。

ですので、①番につきましては環境省が主で行うことで動いております。①番にかかる費用等については、町バスで運行いたしますので、費用は議員にかかる日当程度ですので、本当に微々たるものですが、その経費がかかるだけでございます。

②番につきましては、こちらも環境省には話はしておるのですが、県外ということもありまして、宮城県の石巻市役所及び宮城県に派遣されている環境省の方々と今調整をしているところでございます。

日帰りで、もしくは1泊2日でということではなくて、2回やつたらいかがなものかということでおのほうは提示をさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君）ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君）今1回の案とか出ているのですけれども、まず2回目のものを見ますと、別紙3とかで災害公営住宅とか、あと焼却施設、いろんなものが出ておりまして、私としてはぜひこ视察に行きたいというふうに思います。ですので、相馬も当然必要だということであれば、私は2回で、それで先ほどから出ている女川、原子力発電所の見学は要らないということでお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君）10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君）どちらでもいいのだけど、結局10月あたりの日程にしてしまったらば、やる意味がなくなるのでないの、日程的に間に合うの。富岡のスケジュールどうなっている。まだはっきりわからないだろうけれども、そこら辺の富岡のスケジュールと合わないことには、後から見に行って現地、富岡のほう始まってしまったのではプラント関係、プラント関係始まるより図面をひかれたら何言ったってもう変更きかないだろうから、特殊だから。そこら辺の日程わかつていてしゃべらないと、絵にかいたもちになってしまふから。

○議長（宮本皓一君）庶務係長。

○事務局庶務係長（原田徳仁君）ただいま質問がありましたスケジュール等の調整でございますがそれもあります、2回という計画を立てさせていただきました。一番先に見ていかなければいけないと思いました、7月の下旬に1回目を見て、2回目に、10月というふうになっておりますが、こちらのほうにつきましては災害廃棄物の施設建設関係のほう云々、その同意関係のほうも当然あるのですけれども、それから議会のスケジュールも鑑みますと、やっぱりそのころになってしまふのかなということになっておりまして、この2つということを提示させていただいたところでございます。

○議長（宮本皓一君）10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君）あとこれは特別委員会で行くのではなく議会で行くのでしょうか。そうしたらば議長、副議長に私は一任するよと。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）それでは、まずやるということに皆さんが出でていただければ、あとは議会事務局、それから議長に一任するという案で進めたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 任せるのはいいけれども、基本的に環境省の、町バス云々ではなくて、こんなものの環境省、国のはうの原因なのだから、環境省にバスとかその費用負担も持たせて、なおかつもう皆さん言っているけれども、女川なし、必要ないから、別にそんなもの、そっちに金を出させればいいので。

10月は、後で詰めてもらえばいいけれども、もう恐らく富岡、そのころ着工していると思うのです、わからないけれども。着工している可能性があるのです、高いところの。10月ごろ行つてもしようがないのかという気もするのだけれども……

〔何事か言う人あり〕

○12番（塙野芳美君） いやいや、着工というのは言い方が悪いな。設計に入ってしまっていると思うの、焼却炉の。そうすると、あと何言ったって変わらないでしょう。だから、その部分はいいけれども、環境省のはうに全部かぶせて、調整のはうをこちらでやるというような方向で検討してもらうのであればお任せします。

○議長（宮本皓一君） やるということ自体はよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 各議員からないということですので、事務局からありませんね。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、付議事件2、その他の件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

閉会 （午前11時51分）